

議 事 日 程 (令和元年6月11日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第23号 専決処分の承認について
専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
専第3号 平成31年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 報第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第2号 専決処分書
- 日程第5 議第24号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第6 議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定について
- 日程第9 議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について
- 日程第10 議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第30号 大垣消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議第33号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第16 報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮 一

○出席議員(9名)

1番	西松 幸子	2番	碓井 昭夫	3番	西松 巖
5番	小川 文雄	6番	大平 文雄	7番	岩田 讓治
8番	古澤 榮一	9番	山中 美恵子	10番	渡邊 明博

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
建設調整監兼 産業振興課長	岡田立	総務課長	山田靖
企画調整課長	大平共美	会計管理者	堀芳弘
税務課長	坂優	住民環境課長	吉村等
福祉課長	坂和由	建設課長	河合一
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	馬淵佑司		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

町内の水田も大分青くなりましたが、まだまだ田植えをやっておられるところがあるようでございますが、お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、2番 碓井昭夫君、3番 西松巖君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの11日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは町政発展のために格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

5月より町長としての3期目の任期がスタートしております。安八スマートインターチェンジ周辺の土地利用の見直しを行い、スピード感を持って企業誘致を進め、安八町で生まれ育った若い世代が安八町で働き、生涯を通し

て安心して暮らしていけるまちづくりを進めていきたいと考えております。
また、どんな時代でも、どんな社会、経済状況の変化にも対応できるスリムな足腰の強いまちづくりを進めていくことが大事と考えております。今後とも皆様方の一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いをいたします。

令和元年がスタートして1カ月半が過ぎようとしております。今年度から第五次総合計画の後期4年間の基本計画が始まります。町の目指す計画に盛り込んでいる幾多の重要事業を遂行するため、全力をささげる所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、本日提案いたしております主な案件ですが、監査委員の選任、令和元年度一般会計補正予算、専決処分の承認、条例改正、条例制定、規約の変更に関する協議、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、平成30年度の繰越明許費繰越計算書の報告となっております。

個々の案件につきましては、担当より説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、議第23号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は2件ありますので、2件を1議案として説明させていただきます。その後、質疑を行います。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 税務課より、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に成立し、同日公布されたことに伴い、安八町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、朗読説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第23号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下、改正条文でございます。

今回の改正につきましては、平成31年4月1日施行の改正分に加えて、軽自動車税についてグリーン化特例の見直しが段階的に行われることに伴いまして、施行日が異なることにより施行日を基本として、第1条から第5条の条立て編成をしているものでございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

町税条例等の改正概要でございます。

まず個人住民税につきましては、1点目、ふるさと納税制度（寄附金税額控除）の見直しがこの6月1日に施行され、ふるさと納税を受ける地方団体に適合基準が設けられました。基準は寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体、かつ返礼品については地場産品とすることとなりました。その上で総務大臣が地方財政審議会内の意見を聞き、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を指定することとなりました。

2点目、住宅ローン控除制度の拡充が行われ、住宅ローン控除の控除期間が3年間延長されました。消費税引き上げに伴う需要変動の平準化対策として行われるもので、延長される控除期間11年目から13年目についても所得税額から控除し切れない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものでございます。

3点目、子供の貧困に対応するため、個人住民税の非課税措置が行われました。事実婚状態でないひとり親、単身児童扶養者に対しまして、寡婦控除と同様に前年の合計所得金額が135万円以下である場合、平成33年度分以降

の個人住民税を非課税とするものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、1点目の(1)の中段、「なお、」からとなります。消費税の引き上げに伴う需要変動の平準化対策といたしまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置が講じられ、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得いたしました自家用の軽自動車につきましては、環境性能割の税率が1%軽減されます。

上段に戻っていただきまして、軽自動車税については平成28年度地方税の改正により、環境性能割が創設されました。これは消費税率10%への引き上げになった際に自動車取得税を廃止し、新たに軽自動車税にも環境性能割が創設されるもので、令和元年10月1日の施行となるものでございます。消費税の引き上げに伴う環境性能割の創設に合わせて、現行の軽自動車税は種別割に名称が変わります。軽自動車税は環境性能割と種別割の2つで構成されることとなります。

2点目、軽自動車税におけるグリーン化特例適用基準の見直しが行われました。こちらについても消費税の引き上げに配慮し、現行制度が2年間延長となりました。その後、令和3年4月1日以後については新車の新規登録等を受ける軽自動車に対する種別割のグリーン化特例の適用対象については、自家用の電気自動車及び天然ガス自動車に限定されることとなります。これらは消費税率10%への引き上げにあわせ、自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。これにより需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車への買いかえの促進による燃費性能のすぐれた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることを目的としているものでございます。同時に自動車税の恒久減税による地方税の減少が見込まれますが、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保するため、一環として行われるものでございます。

次に、固定資産税につきましては、震災等に係る税制上の特例措置や納税環境整備としてeLTAX障害発生時の申告等に係る申告期限の延長等が行われました。

以上が改正の概要となります。

議案資料の2ページ、3ページには改正概要につきまして、町条例の改正条文に対応する法令及び改正概要について詳細に記載をさせていただいてお

ります。お目通しをいただきますと幸いです。

議案書に戻っていただきまして、改正本文の16ページをお開き願います。
附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。ただし、各号の規定は各号に定める日から施行となります。

以下、第2条から第4条は町民税、第5条は固定資産税、第6条から第8条は軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

専第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

専第3号 平成31年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

平成31年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,691万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年4月26日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億9,500万円から191万6,000円を増額し、52億9,691万6,000円とするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

25ページの上段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額189万3,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

26ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の2万3,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入の2万3,000円は総合賠償補償保険からの2万3,000円でございます。節区分の補償、補填及び賠償金2万3,000円は、平成31年3月14日に安八町総合体育館駐車場で発生しました車両の損傷事故により、安八町が相手方に対して損害賠償金を支払うものでございます。以上でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き、26ページ中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、排水機費、補正額150万2,000円、節区分、工事請負費150万2,000円は、中須川南部排水機場高圧受電設備内ガス遮断器が故障し、出水期を控え、早急に更新工事が必要であったため、補正をしたものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 引き続き最下段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の39万1,000円、節区分といたしまして備品購入費39万1,000円は、結、牧での通級教室開設のための備品購入費でございます。

以上、専第3号、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 本件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり承認いたしました。

議長 日程第4、報第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の27ページをお願いいたします。

報第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

専第2号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第1号）として、次のとおり専決処分する。

平成31年4月12日専決、安八郡安八町長。

安八町は、今回、平成31年3月14日に発生いたしました車両の損傷事故に関しまして、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分いたしましたので御説明申し上げます。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要につきまして、平成31年3月14日午後8時50分ごろ、安八町大野343番地の安八町総合体育館駐車場にて相手方の乗用車が白線ラインで路面標示されております駐車スペースで後進して駐車しようとしたところ、安八町が管理します桜の木の枝が駐車スペースの枠内に出っ張っていたため、相手方の乗用車の後方上部が接触しまして、車両が損傷したものでございます。

3. 和解の概要、安八町は駐車場及び桜の木の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として2万2,486円

を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御報告させていただきます。

議長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを終わります。

議長 日程第5、議第24号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは議第24号につきまして、まず議案を朗読し、その後提案説明をさせていただきます。

議第24号 監査委員の選任につき同意を求める件。

本町監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、識見を有する者のうちから選任する者。住所、安八郡安八町東結1897番地。氏名、清伸二。生年月日、昭和16年2月15日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます清伸二氏は、6月19日をもちまして任期満了となります。平成27年6月より1期4年にわたり本町監査委員としてお世話になってまいりました。清伸二氏は東結にお住まいで、税理士として活躍されておられる方でございます。町の財政だけでなく、行政運営に関しましてもすぐれた識見をお持ちでございます。税理士以外でも培ってこられた豊富な経験をもとに4年間御提言や御指導をいただいております。引き続き監査委員としてお世話になりたいと思っておりますので、提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。どうぞ御理解をいただきますようよろしく願いいたします。

議長 本件については質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第6、議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

議第25号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、投票所経費等の基準額が改定されたため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、5月15日に公布され、同日施行となりました。

改正内容といたしましては、国会議員の選挙等の執行において、国が負担する経費で地方公共団体に交付する基準額の改定が行われました。そこで今

回の改正を受けまして、選挙執行経費の基準額に関しまして所要の改正を行うものでございます。

改正後といたしまして、投票所の投票管理者日額1万2,800円、開票管理者並びに選挙長につきましては日額1万800円とするものでございます。投票所の投票立会人につきましては日額1万900円、開票立会人、また選挙立会人につきましては日額8,900円、期日前の投票所の投票管理者につきましては日額1万1,300円、期日前投票所の投票立会人につきましては日額9,600円とするものでございます。

それでは、議案書の35ページにお戻りいただきたいと思っております。

議案書の本文をお願いいたします。

附則となります。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第25号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の37ページをお願いいたします。

議第26号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮

者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部改正に伴い、児童扶養手当における受給者の所得を確認する期間が変更されたため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

新旧対照表とあわせて御説明申し上げますので、別冊議案資料の7ページをごらんください。

条例の新旧対照表、左側が改正前、右側が改正後でございます。

第2条第1項第3号で、引用する母子及び寡婦福祉法に父子が加わったため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いします。

8ページの第4号では、法律に父子が加わったことによりまして、女子を男子に読みかえる規定を削除し、改めるものでございます。

7ページの第3号及び第3号のア及び8ページの第4号のアにおきまして、ともに児童扶養手当法の改正により前々年の所得に基づいて判定する適用期間を「9月まで」から「10月まで」と改正するものでございます。

議案書本文の39ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号ア及び第4号アの規定につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第26号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第8、議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定に

ついてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議案書41ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定について。

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、既存企業の設備投資の拡大や企業誘致の促進による雇用の創出と地域の活性化を図るため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき、一定規模以上の工場が敷地面積に対して整備すべき緑地面積割合等を定めた国の準則を緩和するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町工場立地法に基づく準則を定める条例。以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明をいたしますので、議案書9ページをお願いいたします。

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例の主な事項につきまして御説明させていただきます。

概要といたしましては、工場立地法では一定規模以上の工場において生産施設や緑地等の面積の敷地面積に対する割合に関する準則を定め、新設や変更を行う際に届け出を義務づけております。

工場立地法で規定されている法準則にかえて適用すべき町準則を条例で定めるものでございます。

第1条（趣旨）につきましては、工場立地法の規定に基づき、法準則にかえて町準則を条例で定めるというものでございます。

第2条（定義）につきましては、条例の用語は、工場立地法、工場立地法施行規則及び都市計画法において使用する用語によるものでございます。

第3条（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）につきましては、条例の適用区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合と重複緑地の算入割合を規定するもので

ございます。今回、表のように法準則を町準則の割合にかえるものでございます。

第4条（特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）につきましては、特定工場の敷地において規定する区域の敷地割合が最も高い場合は、敷地全部について当該区域の割合を適用し、規定する区域以外の敷地割合が最も高い場合は条例の規定は適用せず、法準則を適用するものでございます。裏面10ページをお願いいたします。

第5条（特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用）につきましては、特定工場の敷地が隣接する市町の区域にわたる場合は、町長が隣接市町の長と協議して条例の適用を定めるものでございます。

第6条（環境施設の配置における周辺の地域への配慮）につきましては、特定工場敷地内の環境施設の配置について、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう住宅地との隣接部分等の隣接部に配置することを定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項（施行期日）といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項（経過措置）といたしましては、条例施行前にある特定工場が緑地または緑地以外の環境施設の面積のみの変更を行う場合は、法準則を下回ることはできないものでございます。

第3項につきましては、昭和49年6月28日に設置または設置工事が行われた特定工場が面積の変更を行う際、条例においても当該計算式の係数に読みかえて準用することを定めるというものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第27号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議案書47ページをお願いいたします。

議第28号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八スマートインターチェンジ工業団地地区地区計画の策定に伴い、当該区域における建築物の制限に関する本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料11ページをお願いいたします。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の主な事項につきまして御説明させていただきます。

概要といたしましては、安八スマートインターチェンジ周辺は企業立地や既存企業の振興とともに雇用機会の拡大を図るべく、工業系土地利用の推進を図る区域として位置づけております。今月末の安八スマートインターチェンジ工業団地地区地区計画を策定するに当たり、不良な街区形成を防止するため、地区整備計画に基づく建築物の制限に関する条例を制定するものであります。

第1条（目的）につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とするというものでございます。

第2条（用語の定義）につきましては、建築基準法及び建築基準法施行令において、使用する用語の例によるものでございます。

第3条（適用区域）につきましては、別表第1に掲げる区域、名称は安八

スマートインターチェンジ工業団地地区整備計画区域でございます。

第4条（建築物の用途の制限）につきましては、別表第2の建築してはならない建築物欄の1から3に掲げる建築物は、建築してはならないものであります。

第5条（建築物の敷地面積の最低限度）につきましては、別表第2の建築物の最低限度欄に掲げる数値以上の敷地面積、A地区は1万平方メートル、B地区は1,500平方メートル、C地区は500平方メートルでなければならないものでございます。

第6条（建築物の敷地が地区整備計画が定められている区域の内外にわたる場合等の措置）につきましては、敷地の過半が地区整備区域内にある場合は、第4条及び第5条の規定を適用するものでございます。

裏面、12ページをお願いいたします。

第7条（既存の建築物に対する制限の緩和）につきましては、本条例の施行の際に現に存在する建築物について、第4条の規定を適用しない範囲を定めるというものでございます。

第8条（特例による許可）につきましては、町長が認める場合は特例により建築を許可するものでございます。

第9条（罰則）につきましては、第4条または第5条の規定に違反した場合、50万円以下の罰金に処するというものでございます。

第10条（委任）につきましては、この条例の施行に関し、必要事項は別に定めるというものでございます。

附則といたしまして、第1項（施行期日）といたしましては、この条例は安八スマートインターチェンジ工業団地地区地区計画の決定の告示日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第10、議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の53ページをお願いいたします。

議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,809万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,501万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

55ページは歳入、56ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億9,691万6,000円から1,809万7,000円を増額し、53億1,501万3,000円とするものでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

58ページの下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額567万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明をさせていただきますが、歳出のうち、59ページ以降64ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係、

並びに7番の賃金につきましては4月の人事異動に伴います科目間の組み替えが主な補正内容でございますので、組み替えに伴います各科目間での説明は省略させていただきますが、3枚はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

64ページの中段、款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費の人件費につきましては、6月1日より職員1名が復職したことによりまして、その職員分の人件費が増額となったものでございます。

以上でございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

59ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、事業といたしましてプレミアム付商品券事業、補正額735万4,000円。プレミアム付商品券事業といたしまして、消費税増税に伴う影響緩和及び消費喚起のための低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行していく事業でございます。節区分3. 職員手当等7万1,000円、4. 共済費9万4,000円、7. 賃金66万7,000円、11. 需用費232万8,000円、12. 役務費271万3,000円、13. 委託料148万1,000円。これらは全てプレミアム付商品券事業の事務費を計上しておりますのでございます。財源内訳といたしまして、全て特定財源、国庫支出金でございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 続きまして、1枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。

表の中段でございます。款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額217万3,000円のうち、節区分、委託料の業務委託、補正43万2,000円は、戸籍住民基本台帳事務経費中、広域行政窓口用のファクスの登録システムの変更を行うものでございます。

続きまして、下の表でございます。款、民生費、項、社会福祉費、目としましては次ページの国民年金事務費、補正額3万9,000円。財源内訳としまして、国庫支出金3万9,000円は国民年金事務費委託金3万9,000円。節区分としましては、委託料の業務委託としましては、補正額、減額の4万9,000

円。これにつきましては、3万9,000円の特財を充当してのシステム改修費3万9,000円、また業務委託から使用料への節の組み替えが8万8,000円でございます。差し引きの減額の4万9,000円であります。また、節14使用料及び賃借料ですが、組み替え分の増額8万8,000円です。いずれも国民年金事務経費中、年金生活者支援給付金事務の改修に伴うシステム改修の経費でございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 引き続き61ページをお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、30万5,000円。節区分の使用料及び賃借料は安八温泉の脱衣室のエアコンを更新するため、そのリース料を補正計上するものでございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額16万2,000円。特定財源の国庫支出金16万2,000円は、障害者総合支援事業費補助金でございます。節区分の委託料、業務委託は、障害者支援システムの改修費でございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額353万4,000円。特定財源の国庫支出金219万8,000円は、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、節区分の委託料、業務委託219万8,000円は、保育料無償化に伴う子ども・子育て支援システムの改修費でございます。

議 長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 議案書の62ページの最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額226万6,000円。営農組織支援推進事業でございます。財源内訳といたしましては全て県支出金で、担い手確保経営強化支援事業補助金178万1,000円と元気な農業産地構造改革支援事業補助金48万5,000円でございます。節区分は補助金226万6,000円でございます。平成30年度の国の2次補正予算にて営農組織の機械導入補助が採択されたものと、今年度、JAにしみののカントリーエレベーター内に関する機械購入が県補助として採択されたことを受け、補正をお願いするものでございます。

議 長 生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 続きまして、64ページ上段をお願いいたします。

款、教育費、項、社会教育費、目、公民館費、補正額118万円。財源内訳としましては、特定財源、その他寄附金10万円です。節の工事請負費108万円につきましては、中央公民館北側のネットフェンス全長53メートルをガードパイプにする改修工事でございます。節の備品購入費10万円は、町内の匿名の方より中央公民館の備品充実のための指定寄附金でございます。

続きまして、目、ハートピア安八費、補正額479万4,000円のうち、図書館運営経費としまして、財源内訳、特定財源その他寄附金30万円。こちらにつきましては、安藤重寿氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費としまして、輪中等に関する書籍の購入費でございます。

以上、令和元年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第11、議第30号 大垣消防組合格約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の65ページ、並びに議案資料の13ページをそれぞれお願いいたします。

議第30号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第30号 大垣消防組合格約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大垣消防組合格約（昭和45年県指令地第95号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が令和元年5月1日から施行されたことに伴い、本規約の一部を変更すること

となりました。つきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、大垣消防組合を組織する構成市町の議会の議決が必要となるため、本議案を提案させていただいたものでございます。

議案書を1枚はねていただきまして、67ページをお願いいたします。

大垣消防組合同規約の一部を改正する規約。

大垣消防組合同規約（昭和45年県指令地第95号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「消防事務を所管する委員会の委員長」に改めるものでございます。

議案資料の13ページの最上段をお願いいたします。

大垣消防組合同規約新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後となっております。

本規約の第5条につきましては、組合の議会の組織及び議員の選出方法を規定するものでございまして、今回、大垣市議会委員会条例の一部改正に伴い、消防事務を所管する委員会の名称が建設環境委員会から総務環境委員会に改められたものでございます。

議案書の67ページをお願いいたします。

最後に附則となります。

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第12、議第31号 大垣衛生施設組合同規約の変更に関する協議について、

日程第13、議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について、
日程第14、議第33号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議に
ついての3議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第31号から議第33号までの3議案は改正の根拠が同じでございますので、当町の加入する一般廃棄物処理の一部事務組合に関する規約改定でございますので、3議案続けて順に朗読、最後に改正の御説明をさせていただきます。

議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大垣衛生施設組合規約（昭和57年岐阜県指令地第1239号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、71ページをお願いします。

改正本文でございます。

大垣衛生施設組合規約の一部を改正する規約。

大垣衛生施設組合規約（昭和57年岐阜県指令地第1239号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、建設環境委員長及び建設環境副委員長」を「並びに一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長及び副委員長」に改める。

附則としまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

続きまして、73ページ、議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西濃環境整備組合規約（昭和45年岐阜県指令地第195号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、改正本文でございます。

西濃環境整備組合規約の一部を改正する規約。

西濃環境整備組合規約（昭和45年岐阜県指令地第195号）の一部を次のよ

うに改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附則としまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

1枚はねていただきまして、議第33号でございます。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、改正本文でございます。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附則としまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案資料の13ページ、最終ページをお願いいたします。

議第31号から33号までの新旧対照表を掲載しております。

2段目の表が大垣衛生施設組合、3段目の表が西濃環境整備組合、一番下段が西南濃粗大廃棄物処理組合でございます。

いずれの一部事務組合につきましても大垣市の常任委員会の条例が改正されまして、廃棄物を所管する委員会が建設環境委員会から総務環境委員会へと組織改正されました。それによりまして今回の規約を改正するもので、表現といたしまして改正後は一般廃棄物に関する事務を所管する委員会へと改めるものでございます。

各構成市町の各議会で議決しまして、組合から県のほうへ許可申請をしてみたいです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決いたしました。

議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決いたしました。

議第33号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

議会事務局より朗読させます。

議会事務局長 議案書81ページをお願いいたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の適切な運営のため、地方自治法第291条の5第1項及び本広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行うものとする。

令和元年6月11日、安八郡安八町長。

議長 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、ただいまから指名をいたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長 堀正君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方が当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町長堀正君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長 日程第16、報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書83ページをお願いいたします。

報第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、85ページをお願いいたします。

平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、橋梁補修2橋及びその補修に係る設計監理委託業務費でございます。翌年度繰越額2,157万9,000円。財源内訳、未収入特定財源として、国県支出金1,166万円、地方債890万円でございます。

2段目、事業名、道路新設改良事業は、通学路交通安全プログラム事業で、牧、一番割押口線交差点改良工事費でございます。翌年度繰越額1,767万円。未収入特定財源として、国県支出金971万8,000円、地方債710万円でございます。

3段目、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事ほか2路線、南川六反1号線、道路改良測量設計業務委託費ほか1路線。翌年度繰越額3億280万2,000円。未収入特定財源、国県支出金は1億5,140万円、地方債1億3,620万円でございます。

最下段、事業名、スマートインターチェンジ建設事業、こちらは南長田大湊線道路改良整備工事、名神北側側道でございます。翌年度繰越額922万9,000円。未収入特定財源として、地方債830万円、その他90万円ございま

す。

財源内訳の未収入特定財源のうち、国県支出金は社会資本整備総合交付金、地方債は公共事業等債、地方道路整備事業債でございます。その他はふるさと基金繰入金でございます。

いずれも許認可に係る国や県との調整、複数の工事現場が隣接しているため、通行規制など警察、住民や企業との調整に時間を要したことなどにより工事の進捗に影響が生じ、繰り越しをお願いしたものでございます。

以上、平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各委員会での審査のため、6月12日から6月20日までの9日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、6月12日から6月20日までの9日間を休会することと決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、6月21日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

小川委員長、議会改革特別委員会は何時から行いますか。

5 番 40分からでどうですか。

議長 それでは、11時40分より議会改革特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

(散会時間 午前11時23分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月11日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 西 松 巖

